

京都市告示第101号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局北部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

令和3年4月28日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
花園東第三公園	左京区岩倉花園町67番13	告示の日
南市原第五公園	左京区静市市原町899番4	告示の日

(北部みどり管理事務所)